

## 再意見公募要領

### 1 再意見公募対象

先般の意見募集（令和7年10月1日（水）から同年10月30日（木）まで）において、本改正案のうち接続に関する事項に対して提出された意見

### 2 再意見公募の趣旨・目的・背景

総務大臣は、令和7年9月30日（火）、情報通信行政・郵政行政審議会に対して「電気通信事業法施行規則等の一部改正について（第二種指定電気通信設備制度に係る状況変化等を踏まえた規定の整備）」について諮問を行いました。

本件は、第二種指定電気通信設備制度に係る状況変化等を踏まえた規定の整備を行うため、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）等の一部改正を行うものです。

情報通信行政・郵政行政審議会は、同日の電気通信事業部会において、情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定に基づき、これについて広く意見募集を行うことについて取り決めました。

総務省は、令和7年10月1日（水）から同年10月30日（木）までの間、意見募集を行いました。今般、当該意見募集の結果を公表するとともに、他の利害関係者が提出した意見に対する意見の聴取等を行うため、提出された意見（接続に関する事項に限る。）について令和7年11月5日（水）から同年11月18日（火）までの間、再意見募集を行います。

### 3 資料入手方法

提出された意見等については、総務省ホームページ（<https://www.soumu.go.jp>）の「報道資料」欄及びe-Gov（<https://www.e-gov.go.jp>）の「パブリック・コメント」欄に掲載するほか、総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課（中央合同庁舎2号館10階）において閲覧に供するとともに配布します。

### 4 再意見の提出方法・提出先

下記（1）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（2）（3）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

#### （1）e-Gov を利用する場合

e-Gov（<https://www.e-gov.go.jp>）の意見提出フォームから提出してください。

なお、e-Gov から提出できる電子ファイルのサイズは4MB までとなっています。

(2) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス： mobile-ac\_b\_atmark\_ml.soumu.go.jp

総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課 宛て

※スパムメール防止のため@を「\_atmark\_」としております。送信の際には恐れ入りますが、@に修正の上、お送りいただきますようお願いいたします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の e-Gov を極力御利用いただきますよう、御協力の程よろしくをお願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください(他のファイル形式とする場合は、担当までお問い合わせください。)

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて10MB となっています。

(3) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課 宛て

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル(他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。)

○ディスクには、提出者の氏名、提出日及びファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

**5 再意見提出期間**

令和7年11月5日(水)から同年11月18日(火)まで(必着)

※郵送については、締切日の消印まで有効とします。

**6 留意事項**

- ・再意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの再意見には、再意見募集対象(先般の意見募集において提出された意見)等の該当箇所を記載してください(再意見書の別紙様式参照)。

- ・提出された再意見は、電子政府の総合窓口（e-Gov）及び総務省ウェブページに掲載するほか、総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課にて配布するとともに閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があつた場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された再意見とともに、再意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で再意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・再意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・再意見提出期間の終了後に提出された再意見や再意見募集対象である先般の意見募集で提出された意見等以外についての再意見については、提出再意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された再意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された再意見を連絡先窓口に備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された再意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出再意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

#### **連絡先窓口**

総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課

担 当：廣瀬課長補佐、都築係長、原園官

電 話：03-5253-5845

電子メールアドレス：mobile-ac\_b\_atmark\_ml.soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「\_atmark\_」と表示しています。メールをお送りになる際には、「\_atmark\_」を@に直してください。

## 再意見書

令和 年 月 日

総務省総合通信基盤局電気通信事業部  
料金サービス課 宛て

郵便番号  
(ふりがな)  
住所(所在地)  
(ふりがな)  
氏名(法人又は団体名等)(注1)  
電話番号  
電子メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、令和7年10月1日付けで公告された電気通信事業法施行規則等の一部改正(第二種指定電気通信設備制度に係る状況変化等を踏まえた規定の整備)に対し提出された意見(接続に関する事項に限る。)に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

- 注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。
- 注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。
- 注3 誰の意見に対する再意見なのかを明記すること。

別紙様式

該当箇所	御意見